

一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用について

【令和6年3月25日の厚生労働省 主管課長会議資料より抜粋】

○昨年度成立した改正障害者総合支援法により、令和6年4月より、1)通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間を段階的に増やしていく場合、2)休職からの復帰を目指す場合に、一般就労中の障害者でも、就労系障害福祉サービスを一時的に利用することが可能となります。

1) 働き始めに労働時間を段階的に増やしていく場合

企業等での週所定労働時間が概ね10時間以上20時間未満から段階的に勤務時間を増やす場合に「通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの」として対象とし、利用期間は原則3か月から6か月以内（延長が必要な場合は合計1年まで）とします。

一方、従来からの運用においても、非常勤のような形態で一般就労する利用者が一定の要件を満たせば一般就労中の就労を行わない日や時間のサービス利用が可能となっていますが、今般の法改正を踏まえ、概ね10時間未満であることを目安に「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」として対象とすることとします。

2) 休職からの復帰を目指す場合

今後は法律に基づく取扱いとして実施しますが、従来からの運用を踏まえ、「企業や地域の支援機関等による復職支援の実施が見込めない又は困難である場合である場合」や「本人が復職を希望し、主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合」等、一定の条件を満たした場合に対象とし、利用期間は企業が定める休職期間の終了までの期間（上限2年）とします。

この支給申請の際に、利用条件に係る雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとします。